

**富山地方最低賃金審議会**  
**令和6年度第3回電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録**

1. 日 時

令和6年10月28日（月） 10：00～10：35

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階会議室 501, 502

3. 出席者

公益代表委員	柳原委員、堀岡委員
労働者代表委員	大森委員、後藤委員、大崎委員
使用者代表委員	江下委員、積永委員、金田委員
事務局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資料

なし

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第3回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日は公益代表委員の両角委員が御欠席ですが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行は、柳原部会長にお願いいたします。

[柳原部会長] ただ今から、令和6年度第3回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

本日は3回目の部会審議ですので、結審を目指してまいりたいと存じます。

審議に当たりましては、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られるよう御協力をお願いいたします。

前日も労使各側の主張を伺ったところですが、これまでの主張について、変更すること等がございましたらお伺いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょう。

[大森委員] 前回から歩み寄りが大事だということで、今回変更させていただきます。

[柳原部会長] 金額に関して変更ということであれば、後ほどお願いします。ほかにはよろしいですか。

使用者側はいかがでしょうか。

[江下委員] ありません。

[柳原部会長] それでは、前回に引き続き金額審議を行いたいと思います。前回、労働者代表委員から1,005円、使用者代表委員から999円が御提示されました。

提示額には、まだ隔たりがございますが、調整の余地もあると思われまますので、引き続き金額審議を行いたいと思います。

このまま全体の場でお伺いしてよろしいですか。先ほど、労働者側から金額の変更があるとのことでしたので、お願いいたします。

[大森委員] 前回、連合富山の中小企業の春闘結果の加重平均から出した数字1,005円を提示させていただきました。

使用者側は999円で少し隔たりがありますが、全会一致が基本ですので、引上げ額51円の1,002円で歩み寄りしたいと思います。よろしく申し上げます。

[柳原部会長] プラス51円の1,002円という金額の御提示ですね。

それでは、使用者側はいかがでしょうか。

[江下委員] 使用者側といたしましては、51円引上げの1,002円を提示したいと思います。

[柳原部会長] ただ今使用者側委員、労働者側委員双方から51円アップの1,002円の御提示がありました。これによって労使双方の金額に一致が見られました。事務局は、結審に向けて書類作成など準備に入っていたきたいと思います。

[柳原部会長] それでは労使各委員におかれましては、しばらく休会といたしますので、控室にてお待ちください。

(休会)

[柳原部会長] それでは、部会を再開いたします。本日まで3回にわたり専門部会を開催し、労使各側の基本的主張や主張する金額等を伺ってまいりましたところ、双方の立場に相違はあるものの、適正とする最低賃金の水準について、おおむね合意を見たところであります。

つきましては、ただ今からその内容を取りまとめ、それを公益代表委員案としてお示しした上で、採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原部会長] では、事務局は公益代表委員案を配付して読み上げてください。

(公益代表委員案を配付)

[成田賃金室長] それでは読み上げます。

公益代表委員(案) 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
  - (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
  - (2) 電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
  - (3) 情報通信機械器具製造業(電子計算機・同附属装置製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
  - (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、洗浄、刻印打ち、検査、選別、レットルはり、包装、袋詰め、箱詰め、捺印、塗装、スポット溶接、パーツ挿入及び乾燥の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,002円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

以上ですが、ここで一点事務局から説明事項がございます。

公益代表委員案2(2)と(3)の中に管理、補助的経済活動とございますが、これまで管理の後をカンマで区切っていたところ、令和6年4月に施行されました日本標準産業分類において、表記がカンマから読点に変更されました。

このため、公益代表委員案の表記もこれに合わせて読点に変更しております。

適用範囲等に変更はございませんが、説明が遅れました点、お詫びいたします。以上です。

[柳原部会長] ありがとうございました。公益代表委員案は、ただ今の事務局説明にあった変更のほか、最低賃金額の現行額から51円引き上げて、時間額1,002円とし、それ以外は現行のままとするものです。

なお、発効日につきましては、法定手続きを経て最も早い発効日となる法定どおりとしております。

それでは採決を行います。

賛成、反対、保留の順に伺いますので、挙手をお願いします。

まず、公益代表委員案に賛成の委員は挙手をお願いします。

次に反対の委員は、挙手をお願いします。  
最後に保留の委員は、挙手をお願いします。  
事務局の方で採決の状況を報告してください。

[佐竹賃金室長補佐] 採決の状況を御報告いたします。全員賛成です。

[柳原部会長] 採決の結果、全会一致で公益代表委員案に賛成いただきましたので、本案をもって当専門部会の決議といたします。

続きまして、当専門部会の決議内容を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文（案）を取りまとめます。事務局は、報告文（案）を準備、配付の上、読み上げてください。

（報告文（案）を準備、配付）

[成田賃金室長] それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

文書番号、日付は議決前ですので、空欄となっております。

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明 あて

富山地方最低賃金審議会 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 柳原 佐智子

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（報告）（案）

当専門部会は、令和6年8月21日富山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議にあたった専門部会の委員は次のとおりである。

委員名の読上げは省略いたします。また、別紙につきましては、今ほどの公益代表委員案と同じでございますので、読上げは省略をさせていただきます。以上です。

[柳原部会長] 各委員におかれましては、御確認いただけましたでしょうか。この内容で審議会に報告したいと考えます。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山地方最低賃金審議会に報告させていただきます。

続きまして、専門部会が全会一致で議決した場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とすることとなっておりますので、この規定を適用し、本日、富山労働局長に答申を行うことといたします。

事務局は、答申文（案）を準備、配付の上、読み上げてください。

（答申文（案）を準備、配付）

[成田賃金室長] それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

文書番号、日付は議決前ですので、空欄となっております。

富山労働局長 小島 悟司 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾 治明

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）（案）

令和6年8月21日付け富労発基0821第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、審議経過は別紙2のとおりである。

別紙1につきましても、公益代表委員案と同じですので、読上げは省略させていただきます。

別紙2につきましても読上げは省略いたしますが、これまでの審議過程を記載しております。以上です。

[柳原部会長] 本案をもって富山労働局長に答申したいと考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[柳原部会長] 異議なしとのことですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

所用により本日の会議に富山労働局長が出席されておられませんので、労働基準部長に答申を受け取っていただくこととします。

（部会長は、答申文に会長印を押印）

（部会長から労働基準部長に答申文手交）

[佐竹賃金室長補佐] 答申をいただきましたので、労働基準部長から御挨拶申し上げます。

[倉重労働基準部長] それでは、一言御挨拶をさせていただきます。本日、富山県電気機械器具製造業最低賃金の改正につきまして、全会一致での決議をいただきまして、深く感謝を申し上げます。

労使の委員の皆様方には、相互に尊重の精神と譲歩の精神を持って、粘り強く御審議をいただきました。また、公益代表の委員の皆様には、熱心に労使各側の意見を汲み取って審議の舵取りをしていただきました。

本日、全会一致での決議が得られましたのも、こうした丁寧な審議があったからと考えており、感謝を申し上げます。

我々労働局といたしましては、今後とも委員の皆様方から御理解と御協力を得ながら労働行政を進めてまいりたいと思っております。引き続きよろしくお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[柳原部会長] ありがとうございました。そのほかに何かございますでしょうか。

[後藤委員] 効力発生の日はいつでしょうか。

[柳原部会長] この後、御説明させてください。では、事務局から連絡事項をお願いします。

[成田賃金室長] 今後の手続につきまして説明をさせていただきます。

本日は、全会一致で答申を頂きましたので、事務局としましては、本日、異議申出のための公示を行います。

異議申出の公示期間は、公示日である本日の翌日から起算して15日間を経過する日までとされており、公示の期限は11月12日（火）までとなります。この間に異議申出がなければ、官報公示の手続となります。

異議申出がなく、手続が滞りなく進みましたら、11月26日（火）に官報公示され、その30日後の令和6年12月26日（木）に効力が発生となります。

ただし、あくまでも予定であることを申し添えます。

なお、異議申出がありましたら別途開催します本審において、審議をいただくこととなります。以上です。

[柳原部会長] 事務局は、官報公示等の手続に万全を期すようお願いいたします。

以上をもちまして、今年度の電気機械器具製造業最低賃金専門部会の審議を終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは大森委員

使用者代表委員からは江下委員

のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

[労使委員] 異議なし。

[柳原部会長] それでは、大森委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

本日はお疲れ様でした。